



「力を合わせよう」ライオンズクラブ チャーター申請 ワークシート

申請方法

- 1) この「力を合わせよう」チャーター申請ワークシートを使用してすべての必要情報を集め、その情報をもれなく [MyLCI](#) の新クラブ申請の画面で入力します。
- 2) 申請書は [MyLCI](#) からオンラインで提出します。紙面による申請書を国際本部に提出する必要はありません。
- 3) [チャーターメンバー報告ワークシート](#) を用いてすべての会員に関する情報を集め、その情報を MyLCI からオンラインで提出します。

活字体（ローマ字および漢字/かな）ではっきりとご記入ください。

日付 _____

結成予定クラブ名（ローマ字および漢字/かな） _____ ライオンズクラブ
市町村名 区別するための名称（該当する場合）

所在地（ローマ字） _____
市町村 都道府県 国

結成予定クラブ名に識別可能な地名が含まれない場合には、その理由を説明してください。 _____

(結成予定クラブが既存の名称をそのライオンズクラブ名に使用することを希望する場合は、商標登録名の所有権または使用権利を証明するものを添付してください。クラブの命名には、ライオンズクラブ国際協会のクラブ名に関する基本的な方針にも従わなければなりません) 国際協会の命名規定の範囲外の名称はいかなるものも、会員増強委員会の承認が必要となります。

地区 _____ リジョン _____ ゾーン _____

新クラブのスポンサー名 _____ クラブ番号 _____

国際本部にチャーターが申請されてから、手続きが行われ、公式のチャーター（認証状）およびクラブ用品が届くまでに約45日かかることをあらかじめご了承ください。

エクステンション・アワード受賞者

地区ガバナーは、新クラブの結成に最も大きな貢献をしたライオン2人までをアワードの対象者とすることができます。新クラブのチャーター送付時に、ピンと表彰状が送られます。

エクステンション・アワード受賞者

名（ローマ字） _____ 姓（ローマ字） _____

会員番号 _____

Eメールアドレス _____

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

地区名 _____

エクステンション・アワード受賞者

名（ローマ字） _____ 姓（ローマ字） _____

会員番号 _____

Eメールアドレス _____

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

地区名 _____

新クラブ役員

会長 _____

名 (ローマ字)

姓 (ローマ字)

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____

郵便番号 _____

電話 _____

FAX _____

* 米国外の場合、電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法: 郵便 Fax Eメール

会計 _____

名 (ローマ字)

姓 (ローマ字)

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____

郵便番号 _____

電話 _____

FAX _____

* 米国外の場合、電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法: 郵便 Fax Eメール

幹事 _____

名 (ローマ字)

姓 (ローマ字)

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____

郵便番号 _____

電話 _____

FAX _____

* 米国外の場合、電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法: 郵便 Fax Eメール

会員委員長 _____

名 (ローマ字)

姓 (ローマ字)

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____

郵便番号 _____

電話 _____

FAX _____

* 米国外の場合、電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法: 郵便 Fax Eメール

スポンサー・クラブの責任

スポンサー・クラブは、新クラブが献身、活動、熱意において高いレベルに達し、それを保持するよう援助します。新クラブをスポンサーすることにはいくつかの責任が伴います。スポンサー・クラブには以下のことが求められます。

- ガイディング・ライオンを支援する
- チャーターメンバー予定者について、全員がライオンズ会員となる資格基準を満たしているか確認する。
- 綿密な結成会議を開催する
- チャーターされたクラブがライオンズクラブに適合しているか見極める。
- チャーターナイトの共同ホスト役を務める
- 地区にも参加を呼びかける
- 他のクラブとの合同行事を奨励する
- 会員維持および会員増強の計画考案に助力する。
- クラブの会合の議題準備にあたって手を貸す。
- クラブの活動を支援する
- 求められた時にはいつでも新クラブを援助する
- 干渉することなく、助言を与える

スポンサー・クラブは、上記の通り、またそれらに限られることなく、新クラブに支援を提供します。

スポンサー・クラブ役員の署名

クラブ会長氏名: _____ クラブ会長署名: _____ 日付: _____

活字体のローマ字

クラブ幹事氏名: _____ クラブ幹事署名: _____ 日付: _____

活字体のローマ字

ガイディング・ライオン

地区ガバナーは新クラブを援助するガイディング・ライオンを少なくとも1名任命します。チャーター・ピン、証書、その他の資料は、特に指定のない限り、最初に記載されているガイディング・ライオン宛てに郵送されます。現職の地区ガバナーや新クラブのチャーターメンバーがガイディング・ライオンを務めることはできません。ガイディング・ライオンは、チャーター承認日から2年間の任期で任命され、同時に担当できるクラブの数は二つまでです。

ガイディング・ライオン

(新クラブへの諸用品が送付される) 名 (ローマ字) 姓 (ローマ字)

会員番号 _____

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____ 郵便番号 _____

電話 _____ FAX _____

* 米国外の場合、電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

このガイディング・ライオンはスポンサー・クラブの会員ですか? はい いいえ

「いいえ」と答えた場合、以下にご記入ください。

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

このガイディングライオンは「公認」ガイディング・ライオンですか? はい いいえ

希望の連絡方法: 郵便 Fax Eメール

チャーターナイト

チャーター (認証状) は、特に指定のない限り、地区ガバナーまたはコーディネーター・ライオンに送付されます。国際本部にチャーターが申請されてから、手続きが行われ、公式のチャーター (認証状) にクラブ名等を入れて作成された上で送付されるまでに約45日かかることをあらかじめご了承ください。

チャーター贈呈年月日: _____

国際会費について

新クラブに請求される半期分国際会費は、結成されてからその半期の末日 (6月30日または12月31日) までの残りの月数分が月割り計算されます。各新会員の会費は、その氏名が正クラブの新会員として国際本部で記録された月の翌月1日から請求されます。現在の請求額についてのご質問は、地区キャビネット事務局またはライオンズクラブ国際本部までお問い合わせください。

新クラブ役員の承認

クラブ会長氏名: _____ クラブ会長署名: _____
活字体のローマ字

クラブ幹事氏名: _____ クラブ幹事署名: _____
活字体のローマ字

地区ガバナーの承認

この結成予定クラブは、地域社会に必要であり、成果をもたらす見込みが十分にあり、以下の通り、地域で行う人道的奉仕活動を計画しています。従って、ここにチャーター申請を推薦し、承認いたします。

現地区ガバナーの署名: _____ 日付: _____

地区ガバナー氏名: _____

活字体のローマ字

ガイディング・ライオン

名 (ローマ字) 姓 (ローマ字)

会員番号 _____

新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地 _____

市町村/都道府県/国 _____ 郵便番号 _____

電話 _____ FAX _____

* 米国外の場合、電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

このガイディング・ライオンはスポンサー・クラブの会員ですか? はい いいえ

「いいえ」と答えた場合、以下にご記入ください。

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

このガイディングライオンは「公認」ガイディング・ライオンですか? はい いいえ

希望の連絡方法: 郵便 Fax Eメール

「力を合わせよう」プログラムのもとにチャーターを申請する
新クラブについて必要な情報:

1. この組織の存在期間とその奉仕の重点分野を証明する、スポンサークラブからの手紙を newclubs@lionsclubs.org 宛てに提出してください。
2. ライオンズクラブ国際協会は、過去、現在、または将来のいかなる債務（結成予定クラブの承認済みの損害保険賠償請求を除く）に対しても責任は負いません。結成予定クラブに借金、家賃、流動あるいは保留債務がある場合には、newclubs@lionsclubs.org 宛てにEメールでご連絡ください。
3. チャーター申請書の審査中に、ライオンズクラブ国際協会より追加情報が求められる場合があります。
4. 「力を合わせよう」プログラムのもとに結成されるクラブのチャーター申請書は、基準と、ライオンズクラブ国際理事会会員増強委員会によって検討されるべきその他の要件を満たしていれば、承認の対象として審査が行われます。

新クラブ結成の基準

1. 申込書

正式に結成され、役員を選出したいかなるグループ、クラブ又は集まりも、ライオンズクラブのチャーター（認証状）を国際協会に申請することができる。申請には、所定のフォームに国際理事会が定める人数以上の会員の署名をして国際本部あてに送り、国際理事会が定めるチャーター費を添えなければならない。同理事会が申請を承認した後に、本協会の会長および幹事が署名したチャーターが交付される。このチャーターが正式に交付されたとき、クラブは結成されたものとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受領することは、本協会の会則及び付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、ライオンズクラブ国際協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づき、同会則及び付則によって解釈され統制される関係を、本協会との間に結ぶことを受け入れたことを意味する。

2. 記録

いかなる結成予定クラブも、下記の書類が国際本部（米国イリノイ州オークブルック）において受理され、理事会又はその代理人によって承認されるまで、チャーターを交付されることも、ライオンズクラブ国際協会の記録に加えられることも、正式にライオンズクラブとして認められることもない。

- 必要事項がすべて記入された公式のチャーター申請書。
- 「力を合わせよう」プログラムの場合、チャーターメンバーの氏名（新規または元のすべてのライオンズ会員）。現ライオンもプログラムの一環として含むことができる。

3. チャーターメンバー

チャーターが承認された後90日以内にチャーターナイトが挙行されることを条件に、チャーターナイト以前に入会した会員は全員、チャーターメンバーとみなされる。この期間を過ぎての入会者には、チャーターメンバーの地位は与えられない。

4. 新クラブのスポンサー

- すべての新クラブは、複合地区会則及び付則の規定に従って、クラブ、ゾーン、リジョン、地区キャビネット、あるいは地区委員会によってスポンサーされなければならない。新クラブのスポンサーは、クラブが存在する地区の境界線内から出るものとする。新クラブのスポンサーは、その責任について十分に説明を受けるものとする。スポンサー・クラブは、所属地区の地区ガバナーの承認に基づいて、一つ又はそれ以上の共同スポンサー・クラブの助力を受けることができる。共同スポンサー・クラブは、他の地区から来てよい。新しい国でのクラブ結成の場合には、コーディネーター・ライオンが助力する。
- 新しい地域の最初のクラブは、ライオンズクラブ及び（又は）その地区にスポンサーされなければならない。その後追加される各新クラブは、地区に属さないその地域が暫定地区を編成するまでの間、最初のスポンサー地区内のライオンズクラブがスポンサーを務めることができるほか、有資格のガイディング・ライオン任命を含むスポンサーとしての全責任を承知することを条件に、別の地区のライオンズクラブもスポンサーを務めることができる。特別な事情があると理事会又は執行委員会が判断した場合、地区に属さない地域のクラブをスポンサー・クラブにすることができる。

これら特別な事情の下に新クラブを承認するための基準：

- 既存の地区に属するライオンズクラブの中に、予定されるクラブに地理的に近いクラブがない場合。
- スポンサーとなることに伴って経済的責任を負う必要が起こる可能性があるが故に、地区に属するクラブの中にスポンサーになるクラブがない場合。
- スポンサーになる予定のクラブの会員が、予定される新クラブ及び会員候補者と個人的な深いつながりを持っている場合。
- 地区に属するクラブがライオンズを推進できないか推進を拒否しているため、地区に属さないスポンサー・クラブの経済援助が、新地域でライオンズ会員を増やすための唯一の方法である場合。ただしこうした援助は、チャーター費だけに限られる。

- ライオンズ紋章が刺繍され、クラブ旗に付けることができる「新クラブ・スポンサー」パッチが、スポンサー・クラブに交付される。

5. クラブ名（ローマ字）

- 新クラブの名前には、そのクラブが存在する地方自治体又はこれと同等の政府行政区分の名を使わなければならない。「地方自治体」とは、市、町、村、県、郡など正式な政府単位である。新クラブが自治都市内に存在しない場合には、そのクラブが存在する公式政府単位の名称で、最も適切かつその地で識別できる名称を使う。
- 同じ「地方自治体」又は同等の政府行政区分に複数のクラブが存在する場合に用いる「区別するための名称」は、同じ「地方自治体」又は同等の政府行政区分にある他のクラブとは別に、はっきりと識別できるように名前であれば何を使ってもよい。区別するための名称は、地方自治体名の後に括弧で区別して、協会の正式な記録に記入される。
- 「ホスト・クラブ」という言葉は、その地方自治体の親クラブを認める名誉なタイトルである。その他の特別な特典又は特権は伴わない。
- ライオンズクラブの名称には、ライオンズクラブ国際協会の会長を務めた者以外、現存者の名前を使ってはならない。いかなるライオンズクラブも、その名称に「International（国際）」を付け加えることはできない。
- ライオンズクラブを区別するための名称として、「レオ」という言葉を付け加えられる。
- ライオンズクラブの名称に企業名を含める場合には、当該企業がクラブの命名に関連して企業名の使用を認可することを証明する手紙あるいは書類が、企業名を含むクラブ名の承認に先立ち、提出されなければならない（例えば、社用箋を用いての企業代表からの文書）。

6. クラブ境界線

クラブの境界線は、クラブが存在する地方自治体又は同等の政府行政区分の境界線と同じもの、あるいは、地区ガバナーの管轄範囲にある単一地区、準地区又は暫定地区内とし、そのクラブが存在する複合地区及び（又は）地区の会則及び付則の規定に従い、地区キャビネットの承認がなければならない。

7. チャーター承認日

チャーター申請が承認された日を、チャーター承認日とする。この年月日が、クラブのチャーターと協会の公式記録に記される。

8. チャーター

- ライオンズクラブ国際協会の会長および幹事が、新クラブのチャーターに署名をする。スポンサーのクラブ、地区キャビネット、又は地区委員会の名も、記入される。
- 新クラブのチャーターは、地区ガバナー又はコーディネーター・ライオンに直接送られる。地区に属さない新クラブのチャーターは、新クラブの会長に送られる。

9. 会費

チャーターメンバーは、その氏名がスポンサー・ライオンズクラブ、コーディネーター・ライオンおよび国際協会に報告された月の翌月1日から、会費を支払う。新ライオンズクラブには、チャーター期間終了後まもなく会費の請求書が送られる。

10. チャーター申請期限

チャーター申請に必要なすべての情報が、国際本部（米国イリノイ州オークブルック）に6月20日の業務終了時間までに提出された場合には、提出された年度内の結成分として処理される。

11. 新クラブの存続保証

1会計年度内に10以上の新クラブを結成する地区には、新クラブの長期的成長に必要な支援が行なわれることを示す証拠の提示が義務付けられ、したがって1) 新クラブ支援計画の詳細提出、2) チャーター申請書の提出時に半期分の国際会費の支払い、3) 地区ガバナーおよび副地区ガバナーの双方によるチャーター申請書の証明が必須である。

方針は随時変更されます。最新情報については、新クラブ課にお問い合わせください。

会員サービスセンター
Lions Clubs International
300 W 22nd St
Oak Brook IL 60523-8842 USA
電話：1.630.203:3830
Eメール：
newclubs@lionsclubs.org